

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (政策企画課)	4
◎「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (")	5
○令和6年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数 (国民健康保険課)	5
◎マイナポータルを経由する旅券発給申請に係る旅券発給手数料の指定納付受託者の指定 (文化国際課)	5
◎「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」に係る手数料の指定納付受託者の指定 (土木政策課)	5
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
高知県公安委員会告示	
○警備業法の規定による診断を行う医師の指定	6
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による診断を行う医師の指定	6
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	6
◎告示(警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示)の一部改正	6
○告示(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱)の一部改正	6

規 則

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第41号

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年高知県規則第45号)の一部を次のように改正する。
第13条中「同条第2項」を「同条第2項の規定」に改める。
第16条の2第1項中「別記第11号様式の2」を「別記第11号様式の3」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(認定証の書換え交付)

第16条の2 次に掲げる者は、別記第11号様式の2により認定証の書換え交付を知事に申請することができる。

(1) 法第6条第3項の規定による変更の届出(法第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出に限る。)をした者

(2) 法第7条第2項の規定による承継の届出をした者

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「住所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第5号様式中
「住所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第6号様式中
「届出者 住所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「届出者 住所

氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第6号様式の2中
「申請者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

を
「申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第7号様式中
「住所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第8号様式中
「氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

に改める。
別記第9号様式及び別記第10号様式中
「住所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

を
「申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)

及び代表者の職・氏名 /
電話番号 」
に改める。
別記第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式の2（第16条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号

確認規程認定証書換え交付申請書

確認規程認定証の書換え交付を受けたいので、高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第16条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 認定指令番号
- 3 認定指令年月日
年 月 日
- 4 書換え交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）
地位の承継 ・ 記載事項の変更

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 確認規程認定証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類

別記第11号様式の2の次に次の1様式を加える。

第11号様式の3（第16条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）再交付申請書

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）の再交付を受けたいので、高知県食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第16条の3の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 許可（認定）指令番号
- 3 許可（認定）指令年月日
年 月 日
- 4 再交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）
紛失 ・ 毀損 ・ 汚損

注 食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を毀損し、又は汚損したときは、その食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を添えてください。

別記第12号様式中 「 （認定小規模食鳥処理業者） 住 所 氏名又は名称及び 代表者の氏名 」 を 「（認定小規模食鳥処理業者） 報告者 住所 氏名 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称） 及び代表者の職・氏名 電話番号 」 に改める。 別記第13号様式及び別記第15号様式中 「 住 所 氏名又は名称 及び代表者の氏名 」 を 「届出者 住所 氏名 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称） 及び代表者の職・氏名 電話番号 」 に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ~~~~~ 高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日 高知県知事 濱田 省司	3」を「別記第7号様式又は別記第8号様式」に改める。 第6条中「別記第8号様式」を「国準拋様式」に改める。 第7条の2中「別記第9号様式の2又は別記第9号様式の3」を「国準拋様式」に改める。 第7条の3第1項中「別記第9号様式の4又は別記第9号様式の5」を「別記第10号様式又は別記第11号様式」に改め、同条第2項中「別記第9号様式の6」を「別記第12号様式」に改める。 第8条中「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改める。 第9条中「別記第12号様式によるものとする」を「国準拋様式によりしなければならない」に改める。 第10条第2項中「別記第13号様式」を「別記第14号様式」に改める。 第12条の見出し中「入院届出手続」を「入院届出等の手続」に改め、同条中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「入院の」を「入院又は入院の期間の更新の」に、「同条第1項又は第2項の規定に基づく入院にあっては別記第15号様式に、同条第3項後段の規定に基づく入院にあっては別記第17号様式によるものとする」を「国準拋様式によりしなければならない」に、「同条第7項」を「同項」に、「別記第19号様式」を「国準拋様式」に改める。 第13条中「別記第20号様式によるものとする」を「国準拋様式によりしなければならない」に改める。 第14条中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に、「同条第1項の規定に基づく入院にあっては別記第21号様式に、同条第2項後段の規定に基づく入院にあっては別記第22号様式によるものとする」を「国準拋様式によりしなければならない」に改める。 第15条中「別記第23号様式」を「国準拋様式」に改める。 第17条第1項中「別記第25号様式によるものとする」を「国準拋様式によりしなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。 （入院措置等に係る入院中の者の症状等の通知の書面） 第17条の2 法第38条の3第1項の規定による入院措置等に係る入院中の者の症状等の精神医療審査会への通知は、国準拋様式によりするものとする。 第24条中「によるものとする」を「によりしなければならない」に改める。 別記第3号様式を次のように改める。 第3号様式 削除 別記第6号様式を削り、別記第7号様式を別記第6号様式とし、別記第7号様式の2を別記第7号様式とする。 別記第8号様式を削り、別記第7号様式の3を別記第8号様式とする。 別記第14号様式を削り、別記第13号様式を別記第14号様式とする。	別記第11号様式及び別記第12号様式を削り、別記第10号様式を別記第13号様式とする。 別記第9号様式の6中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同様式を別記第12号様式とする。 別記第9号様式の5を別記第11号様式とし、別記第9号様式の4を別記第10号様式とする。 別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3を削る。 別記第15号様式から別記第23号様式までを次のように改める。 第15号様式から第23号様式まで 削除 別記第25号様式及び別記第26号様式を次のように改める。 第25号様式及び第26号様式 削除 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ----- 告 示 ----- 高知県告示第253号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和6年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。 令和6年4月1日 高知県知事 濱田 省司
--	--	--

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社		
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都品川区上大崎三丁目1番1号	株式会社トラストバンク		
東京都千代田区紀尾井町1番3	PayPay株式会社		

号			
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階	株式会社アイモバイル		
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー		
東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階	READYFOR株式会社		

高知県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和6年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号 スカイビル	株式会社カルティブ	クレジットカードを利用して納付される「企業版ふるさと納税」に係る寄附金	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第255号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により令和6年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおりとする。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

条例第11条に規定する算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7925206294855
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.9999999986262
条例第15条に規定する算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7987112151522
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999960427
条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.8057009665083
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999883607
条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数及び条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7

高知県告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和6年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社NTTデータ	マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付される旅券発給手数料	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和6年3月21日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	高知県が使用する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」によるインターネットを利用して納付される手数料	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高台寺川北
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字勘六勿甲1979番3地先から安芸市川北字改田甲2587番1まで	前	2.3 }	1027
	後	12.3	
安芸市川北字勘六勿甲1979番3地先から安芸市川北字勘六勿甲1979番1地先まで	後	9.9 }	21
		11.9	

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条及び高知県警備業法施行規則（平成15年高知県公安委員会規則第4号）第6条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和6年4月1日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池2125番地1	令和6年4月1日
峯瀬 正祥	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3番33号	令和6年4月1日
吉本啓一郎	医療法人一条会渡川病院	四万十市具同2278番地1	令和6年4月1日

高知県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和6年4月1日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池2125番地1	令和6年4月1日
峯瀬 正祥	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3番33号	令和6年4月1日
吉本啓一郎	医療法人一条会渡川病院	四万十市具同2278番地1	令和6年4月1日

高知県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和8年3月31日までとする。

令和6年4月1日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
笹方 一正		
山内 健		
松浦 勇雄	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
西村 浩利	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区
久保 壽男		
松浦 啓人	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
今橋 昭代		
宗崎 重康	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
石神 壮		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 安芸地区
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 3 南国地区
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 4 須崎地区

条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。

5 中村地区

条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第9号

昭和29年7月高知県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

「405円」を「412円」に改める。

高知県公安委員会告示第10号

令和5年4月高知県公安委員会告示第6号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

表中

「

坂本 艶子		
-------	--	--

」

を

「

福留 聖造		
坂本 艶子		

」

に、

「

谷 巧	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
正木 孝明		

」

を

「

山添真次郎	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
正木 孝明		

」

に改める。